

「保育の必要性」の認定を受ける基準(令和3年度版)

保育の必要性の認定を受けるためには、父・母(ひとり親の場合は、どちらかのみ)が以下の区分に該当することが条件となります。

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 に②必要書類(下記参考)を添付して、通園する幼稚園まで提出してください。

区分	理由	② 必要書類 (各【様式】は幼稚園で取得できます)	
就労	園児の親が昼間、家庭の内外で仕事をするのが普通なので、児童の保育ができない。 (ただし、就労時間が1か月48時間以上となる場合に限る。)	勤務している方(内定者も含む)	【様式】就労・就職内定証明書 【様式】復職予定証明 (産休・育休取得中のみ) ※勤務先(事業主)の証明要
		自営業	【様式】自営業申立書 (営業許可証・確定申告書等の写しなど、営業事実を証明する書類を添付すること)
		農業者	【様式】農業申立書 (確定申告書等の写しなど、農業に従事していることを証明する書類を添付すること)
妊娠 出産	母親が妊娠中であるか又は出産後間のない状態にあるため、児童の保育ができない。 (出産予定月の2か月前の初日から2か月後の末日までの5か月間について、保育の必要を有する期間とします。)	母子手帳の写し (「母親の名前」と「出産予定日」の記載があるページ)	
疾病 障害等	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有しているため、児童の保育ができない。	診断書、身体障害者手帳、療育手帳等の写し	
介護 看護	同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護するので、児童の保育ができない。	【様式】介護申立書 診断書等(介護が必要であることを証明するもの)	
災害 復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっているため、児童の保育ができない。	後日、被災状況を確認 (関係書類の提示を求める場合あり)	
求職 活動等	求職活動(起業の準備を含む)を行っているため、児童の保育ができない。 (※求職の場合、保育の必要性を要する期間は、原則30日間です。)	【様式】就労予定申立書 ※仕事が決まれば、【様式】就労・就職内定証明書の提出が必要です。	
就学	専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているため、児童の保育ができない。	在学証明書及びカリキュラム	
その他	配偶者の暴力、保護者による児童虐待、その他市町村が認める事由に該当する場合。	保育ができないことを示すもの (民生委員さんの証明等)	